

第5回 障害者の安心施策立案検討会

日時：平成25年6月12日(水) 19:00~20:40

会場：宇部市役所 2階 第1会議室

(出席者) 13名 (手話通訳者2名を含む)

傍聴：1名

教育委員会：2名

障害福祉課：4名

1 第4回検討会の報告等について

(事務局) 「障害者理解のための教育と啓発」について、教育委員会から「特別支援教育の中での取り組み」及び「学校人権教育の中での取り組み」に関して状況報告。その後、各委員から実体験の話や今後の課題及び取り組みに関して御意見をいただいた。その結果、特別支援教育、及び学校人権教育での今後必要な事業の概要案を作成することとなった。

2 障害者の安心施策(案)について

(1) 緊急時の短期入所の確保について

①宇部市障害者24時間安心サポート事業

(事務局) 別紙資料に基づき概要説明

■質疑応答等

●アンケートでは、「緊急時に利用できる短期入所事業」を6事業所のうち3事業所が実施可能と回答しているのか?

(事務局) 現段階の回答ではそうになっているが、アンケートでは費用面等の細かな条件設定はしていないので、今後回答が変わる可能性がある。

●事前登録制と説明があったが、区分認定を受けているということか?

(事務局) 区分認定がないと短期入所の支給決定はできないが、短期入所の支給決定を受けた方なら前もって事業所に登録ができる。登録者と事業所との情報共有を図る目的で事前登録制にしている。

●短期入所事業所へのアンケートの中で、対応が困難な事例の記載があったが、こういった方も本事業の対象となるのか?事前登録制とはいえ、どういう方がこの事業の対象になるのか文言に入れておかないと、どんな方でも対象とならないか?

(委員) ここで事例にあがってきたのは、対応困難な事例としてこんな場合がありました、ということだと思う。対象者が事業所に登録をするかどうか以前の問題として、突然対象者が事業所に来られたときに、事業所でうまく対応できるかどうか不安があるという意味で事例を出されたのではないか。だから、どんな人を対象にしていくのか、ということに関しては、精神障害者の方は対象になるはずなので、方法論として、医療機関と事業所がどのように連携していくのか。施設側の対応方法として考えていく問題であり、このケースは困ります、みたいな話ではないような気がする。親としても、体力的に限界にきているときに、短期入所を利用することはあり得る。だから、医療機関と施設が今後具体的にどう連携をとっていくのか、相談窓口のところで調整をどう図っていくのかについては、別な方法論として考えたほうがいいと思う。本当に必要であれば、とりあえず緊急避難的ということで(事業を利用し)、

親もくたびれはてて、もうこれ以上とって相手を殺害して自分が、ということもあるから、そこまで追いこまない前に、いつでもどうぞというのが安心施策だと思う。だから、方法論を別にして、事業としてはあった方がいいと思う。理想としては、いつでも受け入れたいけれども、現実的になかなかその対応ができないという施設側の不安をどうやったら解消できるのか。ある日突然来られた方を受け入れて、対処をどうするのか。方法は別なところで考えた方がいいと思う。でないと、この事業を引き受ける事業所がない。

(事務局) 原則として、計画相談が対象者に付くようになるので、事業の利用にあたって医療なのか福祉なのかの見極めというかコーディネートする人をきちんと配置していくことが大切。

(委員) 24時間の安心であり、DVに近いような状況になる前に手を打つ安心サポート事業なのだから、そこで対象者を門前払いではおかしいと思う。ただ、知的や精神の方に関しては、医療なのか福祉なのかの見極めか今後の課題である。

(2) 障害者理解のための教育と啓発について

①サポート教員配置事業(学習支援員の配置)→以下、「①」と表記する。

(事務局) 別紙資料に基づき概要説明

・現在、宇部市では45名のサポート教員がいるが、その方々は教員免許を持っていない。平成20年度のサポート教員は22名であった。県が配置する免許を持った支援員は、平成20年度は12名の配置であったが、平成24年度は3名の配置になった。

■質疑応答等

●教員免許を持たない先生とはどういった先生か？

(事務局) 教員免許を持っていないので、学級以外の場で教えることはできないが、通常学級の中で、担任の先生がいれば補完的に学習の補助をする。また、本人が落ち着きのない状態になったときに、クールダウンのために教室の外に連れて行く、といった役割を担っている。

●資料の中に、「通常の学級でTTでの指導や校内通級等・・・」とあるが、TTとは何か？

(事務局) チームティーチング(TEAM TEACHING)で、2人でチームになって指導する方式のことである。

②宇部市発達障害等相談・療育センター設置運営事業→以下、「②」と表記する。

(事務局) 別紙資料に基づき概要説明

■質疑応答等

●資料の中で、心理士(の予算)が12日(週3日)となっている。スクールカウンセラーもいると思うが、それとは別ということか？

(事務局) 学校に伺うスクールカウンセラーとは別であり、ある拠点の施設を設けて、そこに専門職が週3日いる、というイメージである。

(委員) 現在、小中学校では、スクールカウンセラーの方が週1回しかお見えにならないし、担当の方が短期間で変わるので、継続性が持てない。たくさんの生徒さんがいらっしゃる中で、週1回では毎週その子だけにかかわることが難しい。

③児童生徒の障害者理解促進事業→以下、「③」と表記する。

(事務局) 別紙資料に基づき概要説明

■質疑応答等

(委員) 普通の生徒さんが障害者の施設に来る機会がない。学生の進路相談や職場実習の中で、福祉施設も門は開いているが、なかなか来られる方がいない。スポーツ店に行ってみたいとか、中学生の職場実習でも選ばれない。老人の施設は少し選ばれるようだが、障害者の施設は、なかなか手が挙がらない。そういったふれあう機会があれば、障害者との交流が増えてとてもいいと思う。

●資料の中に「事前・事後指導経費」とあるが、これはどういった費用なのか？

(事務局) 例えば、事後指導としてポスターセッションをやったり、事前に学習するようなビデオソフトの準備とか、学校の負担を軽減するために予算を計上している。

(委員) ちょっとしたイベントでも、自分の作文がそのまま冊子になって残っていく。最近は一とつひとつのイベントに対して文集みたいになって、そういう経費も入っているのかと思う。

(事務局) ひとつの授業がそれだけで終わるのではなく、総合的な学習として、1年間を通じてその地域性だけでなくそれが終わった後につながっていく。授業が終わったことをもとに何かを作る、というのもひとつの学習になっていて、ひとつの授業としてつながっている。

(委員) こういった事業があると、今後のサポートにつながっていくのではないか。障害を持っていることは本当に大変なことなので、少しずつでも理解されていくのであれば、ありがたいと思う。

●講師のような形で、障害をお持ちの方が学校に出向いていく、といったことはこの事業の中に入っていないのか？

(事務局) 既に別の事業として行っている。学校からの要望があれば、もっとその事業を使っていたとしてもいい状況である。

●学校側からの要望が予算に対して少ないのか？

(事務局) 少ない。障害だけでなく、課題としては各学校にあるので、高齢者に対する理解が必要な学校もあるし、外国人に対する理解が必要な学校もあるので、毎年障害のある方だけに特化して人権学習もできないところがある。

●そこをもっと特化して欲しい、ということが今話をしている内容ではないのか。

(事務局) 市には人権教育指針というものがあり、例えばハンセン病や女性問題等の色々な問題がある中で、障害だけとなると難しい。

(委員) 教育委員会としてはそうかもしれないが、地域自立支援協議会のお願いとしては、もっと障害を盛り込んで欲しい。アナウンスをもっと学校にして欲しい。

(事務局) 障害福祉課で「障害」をテーマとした講演・研修会用講師リスト」を毎年作成している。本年度は17名の講師がおり、事業所・企業・市民センター等に配布している。

●障害のある方を招いた講演会や学習会を実施されているのは、小学校や中学校なのか？

(事務局) 平成23年度が23回で、平成24年度が24回実施となっている。市内の小中学校が全部で37校あり、平成24年度では、1校に2回行っているので、23学校で実施している。

●実施率としてはいかがか？

(事務局) 平成24年度では、支援事業の実施回数が人権課題全体で42回あり、その中の24回が障害関係である。

●障害がある方を講師の先生として学校に招いたときに、講演会をするだけなのか？例えば、昼休みに一緒に遊ぶとか、具体的にどんなことをやっているのか？話をするだけでなく、実際のふれあいはどうなのか？

(事務局) 実際には講演会の形が多い。

●講演会の形でないといけないのか？

(事務局) そんなことはない。教室で先生の変わりに授業をするような例もある。一緒に給食を食べたという話も聞いている。

◆事務局から、「障害」をテーマとした講演・研修会用講師リスト」を各委員に配布

(事務局) 視覚障害の方が、ギターを持ってみなさんと一緒に歌を歌ったり、また、2年前に障害者の全国大会があったときに、宇部市では視覚障害者の方のグランドソフトボールと知的障害者の方のフットベースボールが開催された。その時に、教育委員会と協力して、近くの児童さんに観戦に来ていただいて、一緒に過ごす時間を設けていた。

●交通費が36回というのは、1学校につき3クラスということか？

(事務局) 1学校すべてが出かけるのは困難なため、1学年3クラス平均として3クラスの方に来ていただく。

(委員) 障害のある方とふれあうときに必要なことは、(ふれあった内容を) 周辺の子達にきちんと伝えられるかどうか。1学校で3クラスとあるが、小学校で言えば、18クラス×24校分の実施をしないと、本当の意味でのふれあい体験にならない。36クラスで足りるかどうか。また、事前・事後で教材を得るのではなく、例えば教員がどういうふうになんかそれを伝えまわっていかざるがごとく大事である。それがないと、子供達はそれを見てこれが障害なんだ、というだけであり、ふれあうことは大事なんだけれども、継続的に学びあっていくことが大切だと思う。いろんな体験をすることも大切だが、事前・事後学習、ちゃんと先生がその内容を伝えられるかどうか、教えられるかどうかと思う。まとめるにしても、本当に子供達が体験したことが一体どういうことなのか、理屈付けをきちんとしてあげないといけない。福祉に行かないのはわかる。子供達は、今までふれあったこともなければ、学習したこともない。全く分かっていない。だから、そういう意味では、学校の中で日常的に例えば発達障害の子達とふれあっていくというところでは、多分もっと別な見方をしている。障害者の理解となったら、先生が事前事後の学習をきちんとしないとダメだと思う。研修の費用をここに盛り込んでないと難しい。ひとつの学校であそこ行ったよ、話しをしたよ、バレーボールしたよ、だけでは一過性のものになってしまい、そこで終わってしまう。次に結びつかない。教育の中でどう反映していくかを担当した教員が分かるようにしておかないといけない。この事業を行うのであれば、先生達の質の向上として研修をしっかり入れていただきたいと思う。

(委員) 去年、教員免許がない学校支援員をしたが、TTとかで指導しても、先生がされていることが間違っているときに、何も言えない。間違ったものが1年間ずっと通ってしまう。教員免許があっても、研修しないと教員が、TTで発達障害の指導ができるのかと言ったら、無理だと思う。教員免許ではなくて、専門知識がある人を学校に入れるべきだと思う。先生もクラスの子が大変なので、研修をやってもなかなか頭に入らない。専門家の方が入ってその方から教えてもらう。そういう意味での研修で、2つの事業(①と②)を足したものがいいのではないかと思う。先生もかかわり方で困っているので、そこを勉強しろ、というのは先生に対してもちょっと酷かなと思うので、その場で先生にも学んでもらう、専門家に習うことをした方がいいのではないかと思う。

(委員) ①と②の2つの事業がいいと思うが、皆様が、交流がとても大切と認めていらっしゃるみたいなので、せめてここでちゃんと指導ができるような体制にして欲しい。

(委員) ①と②が大前提で③がある。

(委員) ①から③の事業を提案される意味なのか。

(事務局) (宇部市障害者24時間安心サポート事業を含めた) 4事業全部を出す予定である。

●教員免許がない学校支援員として入ると、間違っているときに何も言えないとはどういうことか？

(委員) その子の特性で起こってしまった行動を、他の子と比べたら問題があるということで、特性としてやってしまうことに対して、「やってはいけない」とすごく怒ってしまう。それだけ怒るとパニックを起こすから、受け入れられない。そのまま先生と生徒がパニックになってしまう。それを止められない。

●その時に（学校支援員として）発言権はないのか？

(委員) 先生も一生懸命であり、「先生違います」と言うのも、先生の威厳がなくなってしまう形になるので、なんとなく先生の発言を邪魔しながら間に入っていき、すごく時間がかかる。

●例えば、学校の先生が施設に「研修させてください」と言ったら受け入れ可能か？

(委員) 実際の現場で、どういうところがお困りなのかが実際に見えていない。そういうところを実際に教えていただく。先生はこういったところで困っているということをどこかに発信して、どうにか変えようということ、できるかもしれない。

(委員) 予算として、先生の（研修）出張費や受け入れ先の事業所の経費もあっていいと思う。

(委員) やっぱり専門職は専門職として尊重しないといけないと思う。先生は先生として今まで勉強してきた、教育という中で専門性を持っている。だけど、別の見方もあるということを知ってもらえるチャンスかと思う。ある子供達と一緒に生活することによって、あるいは、その子供達がクラスの中にいることによって、色々な見方があることを知ってもらうチャンスとして捉えることがひとつだと思うけど、②の中で、児童発達支援センターうべつくし園というところがある。その専門性を尊重しつつ、ここでやらなくてはいけないのは、相談支援をするということよりも、そこをつないでいく役割、本来の相談機関と学校にいる日頃から子供達を見ている心理士さん、カウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーそういうところを結んでいく役割をしていかなければいけないと思う。12日間とかそのいわゆるスクールカウンセラーと同じような状況でいいのかなと思う。もう少し何を目的にしてこの心理士や社会福祉士が入るのかというのが説得力を持たないと、よその事業でもやっている、との話になりかねない。やっぱりここで必要なのは、最後の啓発・研修というところがすごく大事だと思う。もうちょっとここをしっかりと、研修会の講師6回程程度でいいのみたいなところもあるので、心理士さんはスクールカウンセラーとして置いておくとしても、先生や学校や相談機関や医療機関とかを結び付けていく社会福祉士とかに関して重点的に配分していくとか、ネットワークを張るための研修費用がもうちょっと充実していくとか、そのあたりが少し必要なのではないかな。①はこのくらいでいいのかなと思ったが、学校の教員も、サポートに入る教員も、両方でやっぱり研修が必要なのかなと思う。子供を抱え込んでしまって、自分が全部教える。私だけがこの子のことを分かっている、あんたこうしなさい、ああしなさい、のやり方もあったり、手話で通訳をされてとっとうまくいっている例もあるので、お互いがもう少しつながりあえるような研修をする必要があるように思った。

3 平成25年度第1回地域自立支援協議会への報告について

(事務局) 別紙資料に基づき概要説明

- ・報告(案)を持ち帰っていただき、気付きを事務局に連絡いただきたい。
- ・連絡をいただいた後、会長・副会長と協議をし、まとめた段階で地域自立支援協議会に報告することでご了解いただきたいと考えている。

■質疑応答等

(委員) 先ほどの議論では、あまりにも予算と質の問題に入りすぎた感じがある。事業自体はいい事業だと思うので、あまり教員の質に踏み込むと、すべてがそういう状況ではないと思うので、研修も確かに必要だとは思うが、それはまた人によってかなりレベルが違うと思うので、③では、児童生徒及び教員が同じ立場ですすめていこうとなっているので、そこまで考える必要はないと思う。

報告(案)に関しては、「7 おわりに」の中で「○そのため、提案した内容等については大まかな方向性とあくまでの現段階での具体例であり、具体的な方策にまで踏み込んでいないので、今後の状況等を踏まえ、・・・」とあるが、「具体的な方策にまで踏み込んでいないので」はあえて言わなくてもいいのではないか。消極的な感じがする。

(事務局) 先生方と協議して事業案を検討してきたが、短期入所事業については、時間がありアンケート等を行って事業内容をつめることができたが、障害者理解のための教育と啓発の事業については、数字がどのくらいになるのかを事務局として提示したかったので、あくまで根拠を概算で置いており、仮にこの事業を今後進めていくとしても、このままではないという理由付けみたいなことを記載してしまった。

(委員) 報告(案)の「7 おわりに」の中で「○本報告を踏まえ、本市において障害のある人が安心して生活できるとともに、全ての小・中学校等において障害のある児童生徒の・・・」とあるが、自分の中では児童生徒が対象ではなく障害が対象だったので、ここの部分が全く想像できない。障害を周知させる、理解してもらう、という意味だと思っていた。

(事務局) 「全ての小・中学校等」の部分を削除するということか。

(委員) 対象者は生徒児童ではなくて全ての障害者ということだと思っていた。

(委員) 県が進めている特別支援教育を受けて市の方も今推進しているところなので、どこかに「特別支援教育」という言葉があってもいいのかと思う。

(委員) 報告(案)の「7 おわりに」の中で「○本検討会では、・・・また、教育における　　することが重要である。」とあるが、交流を通して障害者(児)の理解を深める教育をしたい、ということだと思うので、このままここに入れようとすると何も当てはまらないと思ったが、そういうふうになると当てはまると思った。

(委員) 今後具体的な検討を進めていく、という事務局の説明でむしろ腑に落ちた。この言葉がなかったら正直、安心サポートについては納得というか、いい方向に行くのではないかと思うが、他の3事業に関しては、あまり教員がどうだとか、個性もあるし、踏み込みすぎてはどうかと思うが、そこを検討しないと、おそらく現場の実情が全く反映されていない施策にも成りえるし、全てではないが、3事業のタイトルを見るだけでは、おそらくこれを専門的な方が見たら、本当にその発達障害の理解であるとか精神障害の理解であるとか、そういうところが分かってない中で施策を検討してきたんだろうな、と思わざるを得ないところが残念だと感じている。

(委員) 安心というのは特別なものではないようになったらいい。というのが、全体で言うと、検討された内容はすごく良くて、だけど障害者は特別なんだ、ということを皆さんに植え付けるというのはちょっとおかしいのではないかという気がした。隣人として、同じ立場でというところを全面に出す内容で、安心できる、安心が当たり前と言えるようなところがあればいいと思う。基本的なところがそうあって欲しい。

(委員) 報告(案)の「7 おわりに」で、この検討会については、どこにこれを提出するのか、自立支援協議会に提出するとしたときに、指針として活用するのはどういうことなのか、ひとつの提案とし

ていただきたいと思っている。これをどうするのかを提示して欲しい。

◆.今後の日程等について

(事務局) 6月17日(月) 17:00までに御意見をいただき、会長・副会長と協議の後、事務局案をまとめて各委員に確認をお願いし、最終的に地域自立支援協議会に提案事項として報告する。

●地域自立支援協議会で承認されたらどうなるのか?

(事務局) 市の手当の廃止については、議会での議決事項であり、平成22年6月に条例廃止案が否決されている。今後は、まず、これまで皆様に御検討いただいた内容等について、議会に報告したいと考えている。